

第9章 医療安全対策の推進

【対策のポイント】

- 立入検査による安全管理体制の確認強化
- 医療安全のための研修等の充実

【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
立入検査において指摘を受けた施設の割合	31.9% (2016年度)	30%	直近の実績数値以下を維持	県医療政策課調査

1 現状

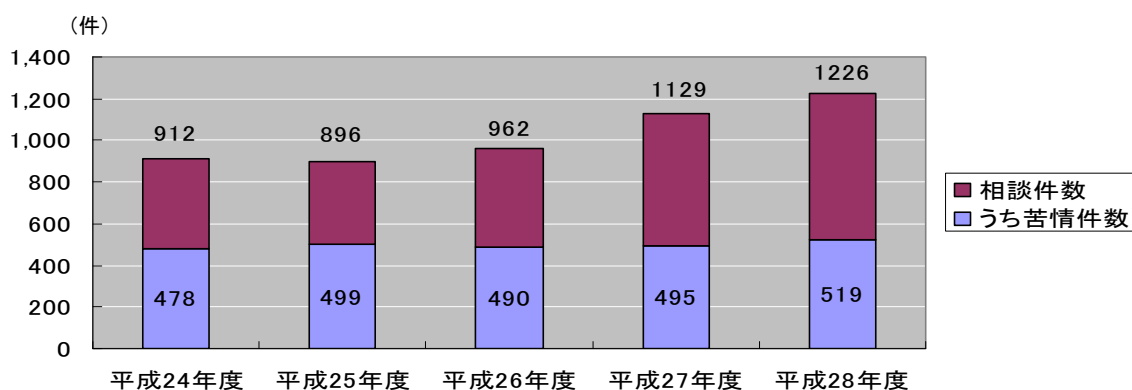
(1) 医療安全の確保、医療事故の再発防止

- 安全で良質かつ適正な医療を提供することは、医療の最も基本的かつ重要な要件です。
- 医療の安全性、信頼性の確保・一層の向上のためには、事故を未然に防止することが最も大切ですが、事故が発生した場合には、医療機関が自主的かつ積極的にその原因を解明し、再発防止に取り組むことが必要です。

(2) 医療安全支援センター

- 2002年に、国の医療安全推進総合対策において都道府県に設置することが示された「医療安全支援センター」は、2007年の医療法の改正により、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、医療機関等に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言・情報提供により医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、都道府県及び政令市が設置する機関として、法律に位置付けられました。
- 県では、「医療安全支援センター」の役割を担うものとして、2003年度から看護師資格を有する専任の相談員による「医療安全相談窓口」を設置しています。
- 過去5年間における医療安全相談窓口への相談件数は増加傾向にあります。なお、2016年度の相談件数は1,226件で、うち「相談・質問」が675件、「不信・苦情」が519件となっています。相談内容は、医療行為や診療報酬に関するものを始めとして、多種多様にわたっています。

図表9-1 医療安全相談窓口（医療政策課設置分のみ）における相談件数



<静岡県医療安全相談窓口>

○設置場所 健康福祉部医療健康局医療政策課

○相談日 月曜日～金曜日（祝日は除く。）

○相談時間 午前9時から午後4時（ただし、水曜日は午後3時まで）

※ 午後0時から午後1時までは除く。

○連絡先 電話番号 054-221-2593 FAX番号 054-221-3291

○相談内容 病気や健康に関する相談、
医療機関の対応等の医療に関する相談及び苦情等

○相談員 医療従事経験を有する相談員（看護師）

○備考 医療に関するトラブル等の相談については、中立的な立場で、当事者が自主的に解決するための助言を実施

※ 当窓口で医療機関への指導は行わない。

（3）医療事故に係る調査の仕組み

○2015年10月から「医療事故調査制度」が施行され、患者が予期せず死亡した医療事故が発生した場合には、医療事故の調査・分析を実施する機関として、厚生労働大臣が指定した「医療事故調査・支援センター」に届け出ることが医療機関に義務付けられました。

○本制度は、医療事故の原因究明と再発防止を図ることにより、医療の安全と医療の質の向上を目的としており、事故の原因を個々の医療従事者に求めるのではなく、システムや構造に着目して分析・検証することが求められます。

○制度が開始された2015年10月から2016年12月までの医療事故調査支援センターへの全国の事故報告件数は487件であり、うち本県の件数は14件となっています。

2 課題

（1）医療機関における安全管理体制の確保

○医療安全の確保のためには、全ての医療機関において、医療事故や院内感染等の防止のためのマニュアルの整備や研修の実施、感染性廃棄物の適正な管理など、継続的な体制の維持や取組が必要であり、その取組状況等について確認し、指導監督をすることが必要です。

○各医療機関に対し、重大な医療事故や多数の院内感染が発生した場合には、速やかに県に報告するよう求めています。必要に応じて自ら公表する等、他の医療機関における同様の事故の発生を防止することが必要です。

（2）医療事故の防止や医療機関と患者との対話促進

○医療事故の防止や院内感染の防止には、現場において実際に医療安全の確保に携わる人が、正しい知識と実践的な技術を身に付けることが必要です。

○県民が安心して医療を受けるためには、自らの疾病の状態と治療についての十分な理解が必要であることから、インフォームド・コンセントの一層の徹底や、医療機関が患者からの相談に応じる体制の充実が求められます。

3 対策

(1) 立入検査による指導

○医療機関に対して実施する立入検査を通じ、安全管理体制や院内感染対策のための体制の確保状況を確認するなど安全確保の強化を推進します。

(2) 医療事故情報の収集、防止対策や医療機関と患者との対話促進に対する支援

○医療事故が発生した場合の概要及び再発防止策の速やかな報告の徹底を図るほか、医療従事者を対象にした研修会の実施により医療事故の発生防止を図り、医療の信頼確保に努めます。

○医療事故調査制度について県民及び医療機関に対する情報提供等、必要な対応をしていきます。

(3) 院内感染対策の推進

○安心して医療を提供し、また医療の提供を受けることのできる環境整備を図るため、医療機関からの院内感染防止対策に関する相談に対応し、支援するための「院内感染ネットワーク」制度を構築します。

(4) 医療安全推進のための普及・啓発

○医療安全の確保・推進のため、医療従事者に対する研修の機会を提供するとともに、医療安全推進週間等を通じて意識高揚に努めます。

(5) 医療安全相談体制の充実

○専門化、多様化する医療相談に対応していくために、2次保健医療圏相談窓口のほか、医療関係団体等とのネットワークを強化し、相談・情報提供機能の充実に努め、医療機関と患者・家族との信頼関係の構築を支援します。